

2-2

訴訟等の具体的な手続は？

訴訟には手間も時間もかかると思われがちですが、調停、支払督促、少額訴訟といった簡易・迅速な手続もあります。それぞれの手続の概要は次のページのとおりです。

参 考

○訴訟等にかかる期間

調停手続の場合、おおよそ1ヶ月に1回くらいのペースで調停期日が設定され、事案にもよりますがおおよそ半年くらいで結論が出ることになります。支払督促の場合、相手方から異議が出なければ1ヶ月程度で終わりますが、異議が出されると本訴に移行され、時間がかかることになります。本訴の場合、途中で和解をすると早期の解決が図れますが、判決までいくと第1審だけで数ヶ月～数年はかかる場合もあります。ただ、最近では訴訟の迅速化が図られつつあります。

○訴訟に要する費用

訴訟に要する費用としては、①裁判所の手数料（印紙代）、②予納郵便切手代、③弁護士を依頼する場合の弁護士費用が基本です。弁護士費用には、大まかに分けて着手金、報酬金等の弁護士報酬と、収入印紙代、交通費などの実費があります。

	調 停	支払督促	少額訴訟	通常訴訟
制 度	裁判所において、調停委員会の仲介等により、話し合いで紛争を解決する手続です。	裁判所書記官が、債務者に対し、簡易迅速に金銭の一定額等の給付を命ずる手続です。	60万円以下の金銭を請求する場合に限り、あまり複雑でない紛争について、原則として審理を1回で終わらせ、その場で判決を出す訴訟です。	裁判所が、法廷で、お互いの言い分や証拠に基づいて、判決という形で判断を示し、紛争を解決する手続です。
強制執行	相手方が調停で定められた合意内容に従わない場合にできます。	債務者が支払をせず、督促異議を申し立てない場合に、一定の手続を経てできます。	相手方が判決に従わない場合にできます。	
解決できなかった場合	改めて訴訟等で争うことになります。	債務者から督促異議が申し立てられた場合は、訴訟手続に移行します。	被告の申述等により、通常訴訟に移行する場合があります。	
申立ての場所	(原則) 相手方の住所地を管轄する簡易裁判所			140万円を超える金銭を請求する場合は、地方裁判所
必要なもの	申立書 手数料分の収入印紙 証拠等の書類等	申立書 手数料分の収入印紙等	訴状 手数料分の収入印紙 証拠等の書類等	
手 数 料	例えば、調停を求める事項の価額が100万円までの部分は、その価額10万円までごとに500円	請求の目的の価額に応じて、右記の場合の2分の1の額	例えば、訴訟の目的の価額が100万円までの部分は、その価額10万円までごとに1000円	

* 上記手数料は一部ですので、事案ごとに裁判所等で確認してください。(参照：民事訴訟費用等に関する法律)

* 郵便切手の予納（裁判所から相手方に書類を送るために必要なものです。）…数千円

注) 切手の種類・金額は裁判所で確認してください。

2-3

一般先取特権って？

労働債権には「一般先取特権」という担保物権が与えられています。

なお、一般先取特権が与えられている範囲は、従来、株式会社・有限会社・相互会社については商法により賃金等の全額(退職金についても全額が含まれる。)、それ以外については民法により賃金等のうち最後の6ヶ月分(「最後の6ヶ月分」とは、6ヶ月分の給料に相当する額をいい、これは退職金についても同様。)とされていましたが、平成16年4月1日に施行された「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」により、民法の一般先取特権の付される労働債権の範囲が商法と同じとされました。

参 考

○担保物権

担保物権とは、債権が履行されなかった場合に、債務者等が所有する一定の物や権利が有する価値から、優先的に債権の履行を受けることができる権利です。例えば、抵当権や質権は担保物権の一種です。

2-4 差押えはどのようにすればいいの？

労働債権について、いわゆる「差押え」をする方法には、大きく分けて以下の2つがあります。

①（裁判所の確定判決等に基づいて行う）強制執行

②一般先取特権の実行

裁判所の確定判決等、強制執行を行う前提となる手続については、3～4ページを参照してください。

	強 制 執 行	一般先取特権の実行
制 度	裁判所の確定判決等（「債務名義」といいます。）に基づいて、債権を回収する手続です。	労働債権に与えられた一般先取特権という担保物権に基づいて債権を回収する手続です。
裁判所の判決等	事前に、裁判所に確定判決、和解調書、調停調書等の債務名義の書類を提出して、強制執行できる旨の文章（「執行文」といいます。）をつけてもらいます。（ただし、例外として執行文の不要な判決等もあります。）	不要
申立ての場所	（原則） 目的不動産の所在地を管轄する地方裁判所等	
必要なもの	申立書 手数料分の収入印紙（4,000円） 判決等の書類等	申立書 手数料分の収入印紙（4,000円） 一般先取特権の存在を証明する文言等の書類（*）等
その他	何を差し押さえるのかを指定しなければなりません。（差し押さえられないものもあります。）	

*過去の給与明細書、社内規程類（就業規則や賃金規程）等が必要とされています。なお、強制執行の場合と違い、債務名義は不要なので、事前に裁判等を起こす必要がありません。その証明にどれだけの文書が必要であるかは裁判所が判断します。

参 考

○仮差押え

この他、「仮差押え」という手続がありますが、これは、裁判等で争っている間に相手方の財産が散逸してしまうおそれがある場合に、相手方の財産を仮に差し押さえる手続ですので、上記に挙げた2種類の手続とは性質が異なります。